

グループ共通内部通報規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、次条に定める不正行為等に関し、当グループにおける通報及び相談の仕組みを定め、その早期発見と是正を図ることにより、当グループの公正な経営を推進するに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に定める用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「不正行為等」とは、当グループ又は当グループ各社の業務執行又はこれに密接に関わるものに関する次の行為をいう。
- ① 法令違反行為
 - ② グループ共通規程若しくは各社固有規程に違反する行為
 - ③ これらの行為に準ずる不正な行為
 - ④ 当グループのレピュテーションを相当に棄損するおそれのある行為
- (2) 「退職者」とは、役員又は従業員の身分を有していた者のうち、当グループ各社を退任又は退職した後1年を経過しない者をいう。
- (3) 「内部通報窓口」とは、役員若しくは従業員又は退職者から、不正行為等に関する通報等を受け付ける窓口をいう。
- (4) 「通報・相談者」とは、役員若しくは従業員又は退職者のうち、内部通報窓口不正行為等の通報等を行った者をいう。
- (5) 「通報等」とは、通報・相談者からの内部通報窓口に対する通報又は相談をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、役員及び従業員に適用する。

第2章 内部通報窓口

(内部通報管理責任者)

第4条 当グループ及び当グループ各社は、この規程の適正な運用のため、内部通報管理責任者を置く。

[以下、本条非公開]

(内部通報窓口)

第5条 当グループの内部通報窓口は、次のとおりとする。

[以下、本条非公開]

第3章 内部通報

(通報・相談)

第6条 この規程に基づく通報等の対象は、不正行為等とする。

- 2 役員若しくは従業員又は退職者は、不正行為等に関して、これを認知した場合、又はこれにあたるとの疑いを抱いた場合に、この規程に基づき通報等をしなければならない。

(通報・相談の方法)

第7条 この規程に基づく通報等は、電話、電子メール、書面、面会等の適宜の方法による。なお、ビジネスチャット等のコミュニケーションツールによるものを妨げないが、内部通報窓口において利用できない場合があることに留意し、これを用いなければならない。

- 2 通報・相談者は、通報等にあたり、内部通報窓口に対し、自己の氏名、所属する当グループ各社の社名、所属部署及び連絡先、並びに次に掲げる事実を明示しなければならない。但し、内部通報窓口のうち窓口監査役又はグループ外窓口に対しては、匿名で通報等を行うことができる。

- (1) 不正行為等を行なっている者の氏名及び所属部署
- (2) 不正行為等の具体的な内容
- (3) 不正行為等が行なわれていることを知った経緯
- (4) その他不正行為等に関して認知している事項

第4章 事実関係の調査

[本章非公開]

第5章 禁止行為等

(不利益取扱いの禁止)

- 第18条 役員及び従業員は、通報・相談者及び通報等に関する調査に協力した役員又は従業員に対して、内部通報窓口への通報等又はこれに係る調査若しくは調査への協力を理由とする一切の不利益取り扱いをしてはならない。
- 2 窓口監査役は、調査担当部門と適宜連携のうえ、通報・相談者が不利益取り扱いを受けてないかについて定期的に調査を実施し、これが行われていることを把握した場合には、適切な救済及び回復の措置をとるものとする。
 - 3 当グループ各社は、第1項に違反して通報・相談者に対して不利益な取り扱いを行った役員又は従業員に対して、当グループ又は当グループ各社において定める懲戒手続に則り、適切な処分等を課さなければならない。

(探索の禁止)

- 第19条 役員及び従業員は、通報・相談者及び通報等に関する調査に協力した役員又は従業員に対して探索してはならない。
- 2 窓口監査役は、調査担当部門と適宜連携のうえ、役員及び従業員が、前項において禁止される探索を行っていないかについて定期的に調査を実施し、これが行われていることを把握した場合には、適切な救済及び回復の措置をとるものとする。
 - 3 当グループ各社は、第1項の探索を行った役員又は従業員に対して、当グループ又は当グループ各社において定める懲戒手続に則り、適切な処分等を課さなければならない。

(虚偽通報等)

- 第20条 役員及び従業員は、虚偽又は他人を誹謗中傷することその他不正の目的で、通報等を行ってはならない。

(秘密保持義務)

- 第21条 役員及び従業員は、この規程に基づく通報等に係る事実（その内容、通報等の事実、及び通報等に起因する調査で判明した事実を含むが、これに限られない。）を、当該通報等に関係する者以外に開示してはならない。但し、法令に基づく場合、通報・相談者の同意がある場合その他正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 当グループ各社は、正当な理由なくこの規程に基づく通報等に係る事実を前項に違反して開示した役員及び従業員に対して、当グループ又は当グループ各社において定める懲戒手続に則り、適切な処分等を課さなければならない。

第6章 雑則

(従事者)

- 第22条 この規程に基づく通報等を受け、当該通報等に係る事実の調査をし、通報等を受け、当該通報等に係る事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務に従事する者は、次のとおりとする。

[以下、本条非公開]

- 第23条 [本条非公開]

(教育・研修等)

第 24 条 内部通報運用部門は、この規程の目的を達成するため、役員及び従業員に対し、内部通報に関する教育、研修等を行い、その重要性及び公益通報者保護法の趣旨の理解を徹底させるよう努める。

[以下、非公開]

以上